

第1回 下水道事業小委員会 会議録

日時：令和2年12月23日（水） 午後2時00分～午後3時30分

場所：橋本市役所 1階 会議室B

【委員会出席委員】濱田學昭委員、山下敏和委員、贅川一郎委員、乾幸八委員、矢野佳世子委員

【委員会欠席委員】中村豊夫委員、寺本伸行委員

【審議会内容】

1. 開会

- ・成立宣言：7人中、5人の出席により成立。
- ・会議の公開について：公開
- ・傍聴人：無し

2. 委員長、副委員長の選出

(1) 委員長に 濱田 學昭 委員を選出

(2) 副委員長に 乾 幸八 委員を選出

- ・会議録署名委員の選出

濱田委員長より 会議録署名委員 矢野 佳世子 委員

会議録署名委員 山下 敏和 委員 の2名を指名。

3. 議事

「適正な汚水処理の役割分担と下水道計画区域縮小方針（案）」

1. はじめに
2. 本市の汚水処理方式
3. 汚水処理の現状
4. 汚水処理事業の課題
5. 集合処理と個別処理の比較

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

(委員)

説明の中で、「令和8年までに汚水処理事業を概成させるよう方針が示されており」とあるが、どういう意味か。また、今までは浄化槽の事についてはあまり触れられていなかったように思うが、浄化槽に関する業務は下水道課が担当しているのか。

(事務局)

浄化槽に関する業務については、以前は生活環境課で行っていましたが、現在は下水道課で担当しています。国においても、国土交通省・環境省・農林水産省の3省合同で通達文書が多く、汚水処理という一括りの中で話を進めています。

令和8年までにという件ですが、これは若干推測も入りますが、全国的に見ると、ほぼ下水道整備

が完了しており、これからは維持管理に力を入れなさいというのが国の考え方です。それが2、3年前に通達が出され、10年間（令和8年度）で整備は終わらなさいということです。それ以降は一切整備出来ないという訳ではないでしょうが、国庫補助金が貰いにくくなるということが懸念されます。

（委員）

令和8年までに整備を終わらせると言うことは簡単だが、橋本市の現状を見るとかなり厳しいのではないのか。市も財政難であるのは理解しているが、最終的に令和8年度でどこまで整備するつもりなのか。

（事務局）

おっしゃる通り、令和8年度までといっても時間的な余裕はあまりありません。したがって、現在の計画を縮小するしかないと考えています。どこまで縮小するかですが、別添資料1「下水道処理計画区域図」をご覧ください。

地図に黄・緑・赤と色付けしている地域が下水道の計画区域です。赤い色が現在下水道の整備が完了している地域です。緑色が事業認可区域と言いまして、今後優先的に整備をしていこうという区域です。黄色の部分は、認可区域には入っていないですが、計画区域に入っている地域です。時期は決まっていますが、将来的に整備していこうという区域です。令和8年度までに整備できる所までこれを縮めなければならないことから、緑や黄色の地域はほぼ区域から外さなければならないと考えます。

しかしながら、緑の区域は概ね大手の開発業者が所有・整備する区域ですので、そこについてはそのまま残しておくべきだと考えています。黄色の区域は全て区域外になると思います。

（委員）

令和8年まであと数年しかない。財政難であったとしても、借金（起債）を恐れずに事業を進める必要があるのではないのか。せめて公共施設ぐらいは整備するべきであると思うがどういう方針なのか。

（事務局）

本日の議事は、現状と課題の説明のみで、今後の方針について触れていないため、公共施設の整備方針については、次回説明させていただく予定です。ざわりだけ説明しますと、現在各施設の管理者と協議を行っており、費用対効果も考慮しながら、最終的には政策判断となります。

（委員）

議会ではこの話は出ているのか・

（事務局）

最近はありませんが、過去には全く手つかずである特定の地域の整備方針について何度か議会でも出ています。

（委員）

国からの補助金は年間どれぐらいあるのか。

（事務局）

最大で補助対象事業費の半分が国庫補助金となりますが、今年度は例年と比べて少なく、3～4千万円程度です。

（委員）

国は、全国的に下水道整備が完了していると思っているということであるが、本市の現状を見ると到

底納得できるものではない。事務局に対して言っても仕方のないことだが、もっと国に対して補助金を増やす等、要望する必要があるのではないか。

(委員)

国や県がそういう方針を出したのであれば、その器の中でどうするか議論をするべきではないかと思えます。私の住んでいる地域も、下水道の整備が見込めないことから、合併浄化槽を設置しました。しかし、近隣の方の中には単独浄化槽のままの方もおられますが、そういった方たちに対してはどういう方針になるのですか。

(事務局)

もちろん、単独浄化槽の方には合併浄化槽に切り替えていただけるよう、啓発活動を行っていかねければなりません。下水道区域を縮小すると共に、そういった方たちへの補助制度を見直す必要がある事は市長も考えています。しかし、新築する際は合併浄化槽を設置しなければならないという強制力はありますが、単独浄化槽を合併浄化槽に切り替えさせる強制力は持っていません。

(委員)

単独浄化槽の方は、特に切り替える必要は無いと思っているのではないかと。市も強制力が無く、全員が合併浄化槽に切り替えられないという前提に立って議論するべきだと思うのですが。

(事務局)

公共下水と合併浄化槽に大きな差があれば、我々ももっと踏ん張って言っていかなければいけないのですが、どちらも達成すべき目標は達成できていると判断しています。したがって、何が何でも合併浄化槽がダメで、公共下水道を整備していくという考え方自体を変えていく必要があると考えています。

(委員)

以前の下水道審議会の際は、もっと意欲があったように思うが、今は意欲も無くなり、この辺で話しましょうかということだと思いますが、世間の風潮や財政的な問題等を総合的に加味すると仕方のないのかなとも思います。

(委員)

昔は簡易水洗トイレが良く使われており、今も残っている。簡易水洗トイレであっても、保守のフォローを行っていれば、当時は問題なかったのだから、現代でも問題ないのではないかと。しかし、簡易水洗は、専門業者にその都度見てもらわないといけな。昔、未処理の汚水が近所の田へ流れてしまったという事も聞いたことがある。市も下水道の整備を縮小し、合併浄化槽へ切り替えるのというのであれば、まだ簡易水洗を使っている家庭へのメンテナンス等のフォローが必要なのではないかと。

(委員)

国道371号線沿いに大きなドラッグストアが出来ると、埋設管渠が深層であるため下水道に接続できないと聞いた。大きな施設や公共物等については、特別にパイプを手配して接続することはできないのか。

(事務局)

確かに、国道24号線沿いや旧の国道371号線沿いにも本管は入っていますが、地下20mほどの所に入っているため、地上に建物が建ったからといってすぐに繋げるとい訳にはいきません。費用も数千万～数億円かけないと本管に繋ぐことは出来ません。したがって、現実にはかなり厳しい状況ではありますが、大きな建物になると大きな浄化槽が必要になることから、どちらが安いのかという話になりま

す。工法的に接続することは可能ですので、難しいですが、不可能ではないです。

(委員)

借地に立てている建物を公共下水道に接続することは難しいと聞いたことがあるが、何か特別なマニュアル等は考えているのか。

(事務局)

基本的な手順としては、まず土地の所有者の了承の基、各宅地に汚水枡を設置します。次に、汚水枡に建物の排水をつなぎ込む作業がありますが、それは建物所有者の了承を得て実施します。

(委員)

では、借地であっても所有者の承諾を得て、汚水枡を設置できるということですか。

(事務局)

はい。ただし、実際にその土地に汚水枡が設置されているかどうかは別ですが。

(委員)

やっちゃん広場へ続く土手沿いの道はパイプを埋設していますか。

(事務局)

埋設されていません。

(委員)

公共下水道であっても、合併浄化槽であっても、得られる効果は変わらないことから、公共下水道を見直すということだと思のですが、当初の計画を実施していくと最終的にどれくらいの事業規模になって、逆に公共下水道に変わり合併浄化槽で対応した場合どれくらいの費用になるといったように、例えば受益者一人あたりの費用や時間的な問題等を、目に見えるように示していただければと思います。また、事業を縮小した場合、色付けされていない地域の環境への負荷がどうなるのかも抑えておいた方が良くと思います。

要は、既に施設が整備されている所についてはこれからメンテナンスに移行してもそれなりに費用がかかる。新しいところを整備しにいくと、多額の費用が必要で、それに見合った効果が得られるかどうかは疑問である。それに加え、国からは早期に事業を完了するよう通達があったと。そういった条件の中で、先ほど言ったような見えるものがあれば、市民の皆さんにも説明しやすい。生活環境を改善するためには、公共下水道と合併浄化槽の2つの方法がありますよと。公共下水道を選べばこれだけの費用が掛かって、これだけの効果しか出ません。しかし、合併浄化槽を選べばこれだけの費用しかかかりません。ただし、そっちを選ぶ際には検査をしっかりとやらしてもらい仕組みを作るであるとか、それに伴う橋本市の行政的な仕組みを作ったり、財政的な措置を予算化する等で対応できるなどの素案があればもっと議論しやすいと思います。

(委員)

では、次回あたりに数字を出してください。

(事務局)

はい。

(委員)

色々ご意見をいただいたんですけども、難しいところは下水道事業のように長期にわたって整備していくものは、どうしても長い時間が必要となります。その間に、世の中や社会の考え方は変わって

いき、環境に対する考え方も変わっていく。その中でどう対応していくかが非常に難しい問題です。さらに、企業会計ということで、会計的な考え方だと必要な物と、その費用をどのようにして確保していくか。また、住民の皆さんの気持ちの問題として、整備していくと言っていたのに、お金が無くなってきたから辞めるというふう聞こえてしまう。お金が無いことは最初からわかっていることで、企業というのはお金があるからやっているのではなくて、必要なことをやるために借金をして企業を興すわけです。ですので、企業にとってはお金が無いからやらないという意見は、一部あるかもしれませんが、投資してもらって資金を確保し、事業を行うものですから、企業会計的には、もうちょっと大きな枠組みで事業を行えるはずなのにそうならないから、皆さん納得しにくい部分があると思います。ですので、その辺はしっかり言葉を多くして説明していく必要があると思います。

また、一番の問題は、行政がしっかりやっていくのは公共下水道で、合併浄化槽は個人に委ねてしまっているのが、維持管理をきちんとしてやってくれているという性善説でなりたっている。そして、古いインフラをどのようにして新しいインフラに置き換えていくかということが難しい問題です。汲み取り式や単独浄化槽を合併浄化槽に交換することに補助金も出していますが、それ以上に個人負担が必要となってしまう。

(委員)

我々は色々な情報に触れることができるが、一般市民は広報ぐらいでしか情報を得る事ができない。具体的にわかりやすく、市民に説明できるようにしてほしい。

(委員)

平成13年に流域下水道で供用を開始した訳ですが、橋本市は団地が多く、開発業者が下水道を整備しその費用を宅地価格に上乗せして住民が負担してきました。そのため、終末処理場を整備しても運転できるような状況であったので、終末処理場を整備する決断をしたのだと思うのですが、誤算であったのは、途中の地域で下水道を引いているのに接続してくれない状況となったので、採算がとれなくなってしまった。そのため、当初の計画より整備が遅れてしまった。そんな状況でも何とか整備を進めて行こうとしたが、国の方から令和8年度までにとの話があったのでという具合の説明の仕方をする必要があると思います。

また、先ほどからの議論でいくと、単独浄化槽やそれ以外の未処理の部分はどうするかという議論をしないと、そこに何らかの手立てを行うことが必要だと思います。

(事務局)

浄化槽から放流される水質を検査する県の水質保全センターという団体があるのですが、昨日話す機会があり、何とか本市の受検率を上げる方法がないものかという話をしていたのですが、今の20数%を一足飛びに上げていくのは難しいと話をしていたところです。

(委員)

検査はしなくてもいいのですか。

(事務局)

しないといけません。

(委員)

検査を受けて市へ報告しないと聞いていると聞きましたが、受検率が20%程度と聞いて驚きました。

(事務局)

単独浄化槽を使っている方は平成13年以前に設置しているのですが、それ以前は補助制度がありませんでした。現在は補助制度があり、補助金を出す条件として講習を受けたり、清掃業者と契約してもらっています。したがって、それ以前の方は、そもそも検査を受けなければならないという認識が無い方が多くいらっしゃると思います。啓発不足の部分もあり、反省しているのですが、浸透していないのが実情です。

(委員)

先ほど簡易水洗トイレの話が出たが、きちんと業者に清掃等の維持管理してもらっていただければ問題ないのだろうが、ほとんどしてないのではないか。

(委員)

以前、新聞にも載っていましたが、簡易水洗トイレのきちんと処理されていない汚水が、農業用水路に流出して問題になったことがありました。

(委員)

市からもきちんと指導が必要ではないのか。

(事務局)

清掃や水質検査は、法で定められています。先ほど質問がありましたが、令和元年度より生活環境課から下水道課に浄化槽に関する事務が移管されました。生活環境課が担当している頃から、浄化槽法に基づいて検査や清掃、保守点検をしていただく義務があることは清掃業者の方とも協力して啓発しているのですが、なかなか数字に結び付いていませんので、まだまだ周知不足であると認識しています。

(委員)

全国的に、単独浄化槽や汲み取り式トイレを定期検査している地域はご存じですか。

(事務局)

把握しておりません。

(委員)

費用が70万から80万もかかるのであるから、住民への説明方法であったりとか、様々なアイデアが必要になると思います。データの、それが少ない市町村は出ると思いますので、調べていただけますか。

(事務局)

設置のインシヤルコストにかかる補助金については、国・県・市で分担して出していますが、維持管理に関するランニングコストに対しての補助金等を出している自治体がないか等を調べさせていただきます。

(委員)

はい。

(委員)

7ページに乗っている表の接続率（下水道接続人口／供用区域内人口）が83.5%とあるが、残りの未接続の方は金銭的な理由で接続できていないお宅を除き、まだ接続してくれる見込みはあるのですか。

(事務局)

供用区域内で、新規で家を建てる場合は100%下水道に接続されます。接続していない残りの16.5%は、空き家やご高齢者の単身世帯であろうと思いますが、中には既に合併浄化槽を設置していて、まだ

使えるご家庭については、下水道に接続していない場合があると推測します。

(委員)

接続率を 83.5%より上げることが、下水道事業の財政の健全化に寄与すると思います。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(委員)

まだ汲み取り式のお宅もあるんですね。

(事務局)

あります。

(委員)

高齢者だけの世帯だと、子どもが家に帰ってこなければ、わざわざ合併浄化槽や下水道に接続することは実質的に不可能ではないかと思えます。

(事務局)

83.5%の内訳ですが、大規模団地は 100%の接続率なので、既存の集落だけで出すと 68%となります。旧橋本市で言いますと、西側から順に供用開始をしていきますので、西側が早いんですが、それで 8割ぐらいの接続率です。すでに 20~30 年経ちますが、まだ 8割ということは、それが限界なのかという気もしますが、接続率を上げて水量を増やすことが収入増につながりますので、諦めずに頑張っていきたいと思えます

(委員)

若い人が住んでいれば別だが、高齢者の方からすれば高い費用をかけてまで公共下水道に接続しないでしょう。

(事務局)

工事を行う場合、事前に接続意思を確認してから行っているのですが、接続しないとおっしゃる方も結構いらっしゃいます。

(委員)

建築確認は県に出していると思いますが、それとリンクさせてはどうですか。

(事務局)

下水道を接続できる場所に新築する場合は必ず下水道に接続しなければならないのですが、既存の家に対しては強制力がありません。

(委員)

以前、中心部などでは下水道が整備されていなければ価格が下がるといったことがありました。特に店舗では、下水道がなければ合併浄化槽を設置しなければならず、費用がかさんでしまいますので。今では、ほとんど下水道が整備されており、宅地を売る際の情報に下水道整備区域という表示はほとんどありません。

(委員)

最近整備された杉村公園横の駐車場にも下水道をつないでいるんですね。

(事務局)

はい。

(委員)

線路の下にどうやって整備したのですかね。大きなトンネルとかがあったのかもしれませんが。ああいう所に接続できるのだから、深層の所にも接続できるのではと感じました。また、行った際に気がついたので、簡易トイレ用のマンホールも設置しているのですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

本日は、汚水処理事業の現状と課題ということで、集合処理と個別処理の課題がありました。社会全体のインフラの長寿命化という話がありますが、インフラを整備し最終的にその費用を個人が負担するという部分も相当ありますが、個人の資産の中でどのようにして負担するかという議論がほとんどされていません。少ない年金生活の中で、70万から80万の費用をどうやって負担するのかということを考えないといけないと思います。

(委員)

他になれば、本日の議事は以上で終わりにしたいと思います。

8. その他

(事務局)

次回、下水道事業小委員会は、令和3年2月上旬頃を予定しています。

(委員)

先ほど、次回にデータを提示してくださいとありましたが、他の委員さんは特にありませんか。特に無いようですので、これで終わります。

9. 閉会

閉会時間 午後3時30分